

議案第24号

杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 白石 高士

(提案理由)

杉並区教育職員懲戒分限審査委員会の審査対象を教育委員会が任命する一般職の職員に改める必要がある。

杉並区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

学 校

杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程（平成19年杉並区教育委員会訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月 日

杉並区教育委員会

題名を次のように改める。

杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会規程

第1条中「杉並区教育職員に」を「職員に」に、「杉並区教育職員懲戒分限審査委員会」を「杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会」に改める。

第2条を削る。

第3条中「、職員」を「、教育委員会が任命する一般職の職員（以下「職員」という。）」に改め、同条を第2条とし、第4条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会規程 (設置)</p> <p>第1条 職員に に対する懲戒及び分限に関する処分の実施について、その適正を期するため、杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会 (以下「審査委員会」という。) を置く。</p> <p>(掌理事項)</p> <p>第2条 審査委員会は、教育長の諮問に応じ、教育委員会が任命する一般職の職員 (以下「職員」という。) に対する次に掲げる処分について審査答申する。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 略</p> <p>(職務及び代理)</p> <p>第4条 略</p> <p>(招集)</p> <p>第5条 略</p> <p>(定足数及び表決)</p> <p>第6条 略</p> <p>(会議の非公開)</p> <p>第7条 略</p> <p>(除斥)</p> <p>第8条 略</p> <p>(庶務)</p>	<p>杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程 (設置)</p> <p>第1条 杉並区教育職員に に対する懲戒及び分限に関する処分の実施について、その適正を期するため、杉並区教育職員懲戒分限審査委員会 (以下「審査委員会」という。) を置く。</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この規程において、杉並区教育職員 (以下「職員」という。) とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成19年杉並区条例第10号) 第2条に規定する職員</p> <p>(2) 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成12年杉並区条例第17号) 第2条に規定する職員</p> <p>(掌理事項)</p> <p>第3条 審査委員会は、教育長の諮問に応じ、職員 に対する次に掲げる処分について審査答申する。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(構成)</p> <p>第4条 略</p> <p>(職務及び代理)</p> <p>第5条 略</p> <p>(招集)</p> <p>第6条 略</p> <p>(定足数及び表決)</p> <p>第7条 略</p> <p>(会議の非公開)</p> <p>第8条 略</p> <p>(除斥)</p> <p>第9条 略</p> <p>(庶務)</p>

新	旧
第9条 略 (委任) 第10条 略	第10条 略 (委任) 第11条 略